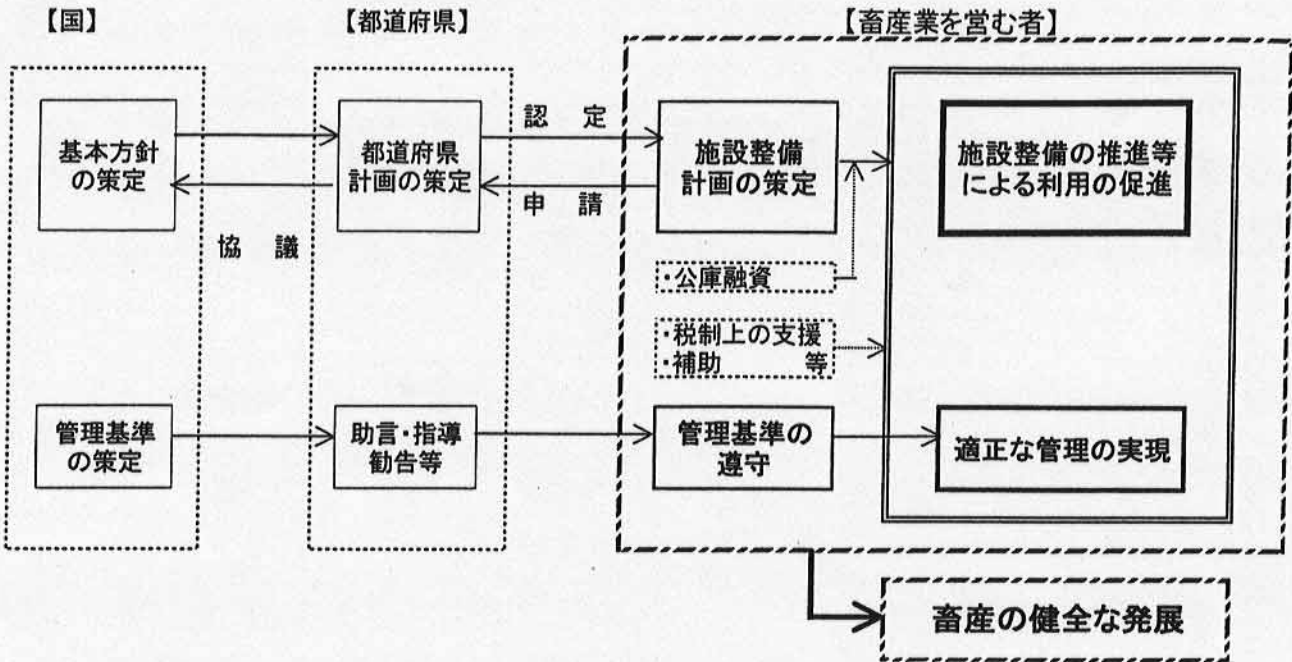


法律の概要

〜〜法律のしくみ〜〜



この法律は、「家畜排せつ物の管理の適正化のための措置」と「家畜排せつ物の利用の促進のための措置」に分かれています。

1 家畜排せつ物の管理の適正化のための措置

対象は、「畜産業を営む者」からの「牛、豚、鶏、馬」の排せつ物となっています。

◎管理基準の遵守

- ① 農林水産大臣による管理基準の策定
- ② 畜産業を営む者による管理基準に則した家畜排せつ物の管理
- ③ 県知事による必要な指導・助言、勧告・命令の実施

管理基準

区分	内容	適用時期
施設の構造に関する基準	ふんの処理・保管施設は床をコンクリートその他の不浸透性材料で築造し、適当な覆い及び側壁を有するものとする	平成16年 11月1日から
	尿やスラリーの処理・保管施設は、コンクリートその他の不浸透性材料で築造した構造の貯留槽とすること	
管理の方法に関する基準	家畜排せつ物は、施設において管理すること	平成11年 11月1日から
	管理施設の定期的な点検を行うこと	
	施設に破損があるときは遅滞なく修繕を行うこと	
	送風装置等の維持管理を適切に行うこと	
	家畜排せつ物の年間発生量、利用量を記録すること	平成14年 11月1日から

ふんの管理施設としては、堆肥舎が一般的ですが、防水シートで上下を覆うなどの簡易な方法でも良いとされています。堆肥盤は、不適切な施設とみなされますので、屋根かけをするか、ビニール等で覆いをしてください。